

沼田市立多那小中学校「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

(学校教育目標及び目指す児童生徒像)

学校教育目標

【基本目標】

◎多那を愛し、未来をきりひらく子

【目指す児童生徒像】

小学校

- よく学ぶ子 (知)
- 思いやりのある子 (徳)
- たくましい子 (体)

中学校

- 学び続ける生徒 (知)
- 思いやりのある生徒 (徳)
- たくましい生徒 (体)

(定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒に一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。けんかやふざけ合い、暴力行為についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止推進委員会」を設置する…小中合同生徒指導委員会と兼ねる

< 構成員 >

校長※、小中教頭※、生徒指導主任※、生徒指導主事※
小中特別支援教育コーディネーター※、小中養護教諭※、スクールカウンセラー
PTA本部役員 等

< 組織の主な役割 >

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

< 開催 >

月1回を定例会（構成員※で実施）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
必要に応じて構成員全員が参加し、いじめ防止等のための対策について共通理解をはかる。

すべての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。児童生徒一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

2 未然防止にむけた取組

- (1) 「わかる」授業づくり～すべての児童生徒が参加・活躍できる授業の実現～
 - ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を活かした授業づくり。
 - ・授業を担当するすべての教員による、授業改善に向けた公開授業を実施する。
 - ・「授業の冒頭で目標を示す活動」や「授業の最後に学習したことを振り返る活動」の充実。
- (2) 学習規律の徹底～児童生徒が困らないようにするための居場所づくりに向けて～
 - ・忘れ物をしない
 - ・チャイム着席（チャイムスタート）
 - ・授業中の正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (3) 学習集団づくり
 - ・話し合い活動、学級活動の充実
 - ・居場所づくり
 - ・絆づくり
- (4) 児童会活動・生徒会活動の充実
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、いじめ防止に向けた**スローガン『多那校=いじめ0%=笑顔120%』**を掲げ、学校全体として統一した取組を進める。
 - ・児童生徒がいじめ防止に向けでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。
- (5) 環境づくり
 - ・一人一人の児童生徒が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」や「いじめ防止ポスター」の掲示する。
 - ・学校行事や児童会活動・生徒会活動等で、児童生徒が活躍した様子の掲示する。
- (6) 道徳教育・人権教育の推進
 - ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるような「道徳の時間」を充実させる。
 - ・「道徳の時間」を核として、教育活動全体を通して児童生徒の道徳性を育む。
 - ・お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。
 - ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実
 - ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など9年間を見通して体系的・計画的に実施する。
 - ・異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。
- (8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ・情報モラル教育の計画的な推進、及び児童生徒・保護者に対して注意を喚起していく。
 - ・保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。
- (9) 学校間の連携や他機関の協力体制の整備
 - ・保育園、小学校、中学校との情報交換を行う。
 - ・情報モラルや万引き防止教室を行うなど、他機関との連携を図っていく。

早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識的に児童生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

3 早期発見にむけた取組

(1) 児童生徒の声に耳を傾ける

- ・朝・帰りの会、授業中等の観察
出席をとるときの声や表情、健康観察、保健室等での様子 等
- ・教育相談週間の実施
小学校：年2回（4月、11月） 中学校：年2回（4月、11月）に実施
- ・生活ふり返り（いじめ含む）アンケートの実施（複数の目でチェック）
毎月1回朝行事（振り返りの時間）に実施
- ・チャンス相談の実施
児童生徒の日記や言動の様子などから交友関係の実態や悩みを把握

(2) 児童生徒の行動を注視する

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・児童生徒の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えには耳を傾ける。

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ防止推進委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導等、問題の解消までを行う。

4 早期解消にむけた取組

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止推進委員会」を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義 (「いじめ防止対策推進法」より)
- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。
- ① 重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告必要な指導及び学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、沼田市教育委員会に調査を依頼する。
 - ② 学校主体の調査では、必ずしも十分な結果を得られないと判断したり、沼田市教育委員会が必要であると判断したりしたときは、「沼田市いじめ専門委員会」に調査を依頼する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査(アンケートや聞き取り)を実施する。
 - ④ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

多那小中学校 いじめ防止活動年間計画

目標	児童生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。	
	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織設置 ○第1回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査① ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○小中学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・学級のルールづくり ○学年懇談会で「いじめ問題」の話合いを実施 ○保護者への「学校基本方針」の説明、相談窓口の周知 ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施(あいさつ運動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての教職員が学校基本方針を共通理解する。 ・保護者にもいじめ防止等の取組について理解してもらえるよう保護者会、学校通信、ホームページ等で周知を図る。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査② ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施(あいさつ運動) 《春のいじめ防止強化月間》 ○多那小中学校いじめ防止推進協議会(PTA会長・副会長も参加) ○いじめ防止活動推進委員(児童生徒)でスローガンを決定 ○学級活動(ソーシャルスキルトレーニング)を通じた人間関係づくり ○学校行事(遠足、旅行行事)を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会を通じて地域との連携を深める。 ・スクールカウンセラーの活用
	○第3回いじめ防止推進委員会	・児童生徒の実態把握を行い、い

6月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活ふり返りアンケート調査③ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） ○学校行事（わかさ交流・高年）を通した人間関係づくり ○健全育成区民会議で本校の「いじめ防止」についての取り組みの紹介 	<p>じめの未然防止や早期発見に役立たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう周知を図る。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査④ 《いじめ防止フォーラム》 ○12地区の全小中及び高校生の学校代表者等により開催 (実践意見交換) ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） ○小中合同なかよし集会の実施 ○人権作文を書く（中） ○いじめ防止標語・ポスター応募の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラムの内容は学校の全児童生徒に周知されるようにする。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑤ ○学校基本方針の見直しと12月までの取組について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組全体の見直しや今後の取組について検討を行い、夏休み以降の計画を修正する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑥ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） ○学校行事（運動会）を通した人間関係づくり ○学級経営の見直し (いじめ発見のためのチェックリスト(学校用)、学級経営を見直すチェックリスト(担任用)、教職員の人権感覚チェックリストを配付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑦ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） ○学校行事（お年よりの交流、旅行行事）を通した人間関係づくり 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑧ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） ○いじめ防止標語・ポスターの取組 ○教育相談の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑨ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） 《冬のいじめ防止強化月間》 ○人権週間（人権意識啓発活動） ○人権標語の作成 ○各学年で人権に関する道徳授業の実施・ビデオ鑑賞 ○小中合同なかよし集会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気作りを進める。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑩ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） 《沼田市いじめ防止子ども会議》 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第11回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり返りアンケート調査⑪ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる。

	<p>○小中合同なかよし集会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のこれまでの取組や、いじめ意識アンケートの結果について情報共有し、来年度の取組に生かせる子ども会議になるようにする。 ・スクールカウンセラーの活用 ・次年度へ向けての心構えを確認したり、交友関係の客観的に調査したりし、学級経営に生かす。
<p>3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第1 2回いじめ防止推進委員会 ○生活ふり回りアンケート調査⑫ ○児童会・生徒会中心のいじめ防止活動の実施（あいのこ） ○児童会・生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り ○明るい学校作りアンケート調査（小） ○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動が十分に「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り、次年度に向けての取組について考えられるようにする。 ・いじめ防止等の対策のための組織が中心となり、今年度の取組についての検証と来年度に向けての方針について検討する。

【通年】

- スクールカウンセラーと児童生徒の二者面談
- スクールカウンセラーによる学級活動（ソーシャルスキルトレーニング）を通じた人間関係づくり